

京都精神保健福祉士協会

きょうと通信

No.148 2021 年 10 月



事務局：〒604-0076

京都市中京区東堀川通丸太町下ル七町目 2-12 シャンブル丸太町 305

TEL / FAX : 075 (748) 1507

E-mail : office@kyo-psw.org

Home Page : <https://www.kyo-psw.org>

【2021 年度 2 府 4 県 PSW 合同研修会のご案内】

※同封の案内も併せてご覧ください。

『権利擁護について考える』

～ 精神障がい者の権利を守りたい 私たちにできること～

日 時：2021 年 11 月 21 日（日）13:30 開始～16:30 終了 予定

（Zoom 入室は 13:00～13:20）

開催方法: Web 開催のみ=Zoom を利用

講師: 北岡 祐子 氏（兵庫県：精神保健福祉士）

三好 登志行 氏（兵庫県：弁護士）

山本 めぐみ 氏（大阪府：精神保健福祉士）

参加: 要申込 【先着 80 名】

近畿 2 府 4 県の精神保健福祉士協会の会員。または日本精神保健福祉士協会の会員（支部のみ会員）に限る。※未入会の方は入会をお勧めします。

申込方法: Web 申込のみ（申込開始は 10 月 1 日～）

兵庫県精神保健福祉士協会のホームページ からお申込みください。

参加費：無料

私たち精神保健福祉士の役割の 1 つに精神障がい者に対する権利擁護があります。日頃、業務に追われるなかで、皆さんはどれだけ意識しながら仕事に従事していますか？権利擁護ってなんだろう… 難しいな…。本研修への参加はそこからのスタートでも構いません。考えてみる、意識してみることから始めてみませんか？ 3 名の講師からそれぞれの活動や視点を語っていただき、それぞれの職域・立場があるなかで 私たち 精神保健福祉士が『失ってはならないもの』『できること』を、今一度、一緒に考えてみませんか？

【10 月例会案内】

新人向け研修！

—事例を通して振り返る、PSW としての自分—

日 時：10 月 23 日（土）14:00～16:00

方 法：Zoom によるオンライン開催

申 込：QR コードより申込可能



PSW として働く中で、「あの時どうしていればよかったのかな」「何かモヤモヤすることはあるけど、どうしたらいいのだろう」と感じることはありませんか？

現在、京都精神保健福祉士協会 研修部では PSW の仲間同士でおしゃべりをする「ピアスーパービジョン企画」を定期的に、現在は Zoom で開催しています。10 月例会は、その特別編として、事例を元に日々の PSW としての仕事を振り返ることを目的にしています。また、自分と同じような悩みや困りごとを持っている人と出会うことで、ネットワークづくりの機会となれば幸いです。

今回は精神保健福祉士協会に所属していない方でも参加可能となっています。多くの方のご参加をお待ちしています。

【第 21 回（2021 年度）総会記念講演会報告】

日 時：2021 年 7 月 4 日（日）14:00～16:30

会 場：ハイブリッド配信

テ ー マ：‘社会的復権’をめざす精神保健福祉士のアイデンティティとジレンマ

講 師：大野 和男 氏（NPO ドレミファ会（神奈川県） 副理事長）
（日本精神保健福祉士協会名誉会員）

参加者数：48 名

会場参加者 7 名、オンライン参加者 41 名

昨年は新型コロナウイルス禍の状況を踏まえ中止となったが、今年ようやく大野先生を京都へお招きすることができ、第 21 回総会記念講演会の開催に至った。

教科書に限らず、日本の精神保健福祉を語る上で必ず出てくる「Y 問題」。これを決して過去の問題、とだけの認識で終わってはいけない、改めてその思いを抱いた。法制度が変わったとしても忘れてはならない、精神保健福祉士の存在意義に通ずる、語り継がねば

ならない重要な出来事である。

法律は可、専門性での否という曖昧な立場の中、「同じことが起こってはならない」とY問題調査委員会を立ち上げ、事実に基づき状況を総合的に把握、分析し議論を重ね、約10年かけて協会としての決意、宣言を出すに至った。「対象者の人権を守れなかった」反省点について「本人の立場に立つ」という基本的姿勢を明確にした上で、専門職として精神障害者の人権保護、社会復帰を促進していくため、精神保健福祉士が生まれた。当時を述懐しながら話される大野先生の言葉一つ一つに重みがあり、また間に挟まれる沈黙の時間から当時の状況が想像される、臨場感溢れる講演であった。

貴重な資料を通して大野先生の体験を聞かせていただく中で、本当に多くの学びや気づきを得られたが、全体を通して痛感したのは「対象者＝目の前のその人、を見ることができているか」という精神保健福祉士の基本姿勢についてである。

本当に相手の立場に立てているのか、社会的復権や人権保護の視点等専門性を活かしているのか。自身の取り組み方を振り返り、常に「誰の、何のための精神保健福祉士なのか」と自問すべきだと感じた。分かった気ではいることは危険だと改めて教えていただいた。歴史上の意味だけにとどまらず、私たちが精神保健福祉士として活動していくための礎を作り上げるに至った先輩方の勇気と決断、また専門性の追求や対象者との関係性を学ぶためにも大切な出来事であったとして記憶しておきたい。

大野先生の「Y氏から訴えがあったということは、それだけ私たち精神保健福祉士に期待をしてくれていたということ」「今は問題があっても当事者が声を上げていないのではないか、精神保健福祉士への期待が薄いという意味なのかと危惧する」という言葉には、身の引き締まる思いがした。現在の私たちは“精神障害者の社会的復権を目指し活動している存在”として認識してもらえているのだろうか。対象者の声にならない言葉も受け止め、考え行動することができているのだろうか。「精神保健福祉士はソーシャルワーカーである」という社会的責任とその重さも再認識した次第である。

最後に、かつて医療保護入院だった人が精神国賠訴訟を起こしているという話から、大野先生が「これはY問題の継承性と取り組みの結果、対象者との関わり方の内容と質を問われている」「強制入院についても考える機会としてほしい」と言われたことも印象に残っている。支援する側と支援を受ける側という二極化、上下関係のようなものが生まれやすい医療福祉現場において、本来の「対等な関係性」を築き、対象者の自己実現を探るために必要なことは何か。精神障害者の生活・人生に深く関わり支援することができる精神保健福祉士だからこそ、表面上、言葉面だけでない「人権」について、今一度真剣に向き合わねばならないと感じている。

(研修部)

【2021 年ソーシャルワーカーデイ（オンライン集会）報告】

テ ー マ：2021 年 ソーシャルワーカーデイ（オンライン集会）

「生活保護基準引き下げ裁判で問われる生存権」

～ 生活困窮者とともに歩むソーシャルワーカーの使命とは ～

日 時：2021 年 7 月 18 日（日）14:00～16:30

講 演：尾藤 廣喜 氏（日弁連・貧困問題対策本部副本部長、新・生存権裁判弁護団長）

報 告：新 生存権裁判 原告 A 氏 司会：中野 加奈子 氏（大谷大学）

例年 7 月に当会と京都医療ソーシャルワーカー協会、京都社会福祉士会で共催している“ソーシャルワーカーデイ”、昨年がコロナ禍の影響を受けて中止になったこともあり、2 年ぶりにオンライン集会での再開となりました。

当日は 3 つの団体から 52 名のソーシャルワーカーが参加され、京都精神保健福祉士協会の会長である知名さんによる開会挨拶の後、尾藤廣喜氏の講演、原告 A 氏の報告、休憩を挟んでグループワークへと続けました。

尾藤氏の講演では、長引くコロナ禍での解雇や雇い止め、賃下げの実態が最初に報告され、貧困の広がりから生活保護申請の増加がみられ、格差拡大や社会的孤立が深刻化するなかで、女性へのしわ寄せが危惧されたが、現に女性の自殺増加という形で表面化したとの指摘がなされました。

また、相次ぐ生活保護基準の引き下げは、自民党の選挙公約を起点としており、国会議員が率先して“生活保護バッシング”をするなど、削減ありきの政治介入であったとの見解が示されました。

その後、生活保護裁判の原点であり、“人間裁判”と言われた朝日訴訟について、原告の朝日さんの思いに焦点を当てながら訴訟に至った経緯を語られ、憲法に保障された生存権を初めて公の場で問うた裁判の意義と経過を解説いただきました。

後半では、現在の“新・生存権裁判”の争点が整理されたことで、改めてこの裁判の意義を考える場となりました。生活保護受給者の生活困窮の状況があるにもかかわらず、高齢加算や母子加算の削減や廃止がなされ、半ば強引に生活保護基準の引き下げが行われた経緯を多くの参加者が憤りを持って受けとめたように思います。

とりわけ 2013 年からの引き下げは、国民が生活保護制度の内容や保護受給者の生活実態を知らない中で強行され、厚労省はその根拠となる社会保障審議会の数値を勝手に半分に抑制したり、（総務省も適切ではないと認めた）異常な計算方式を採用したり、パソコンやテレビの価格下落に重きを置き、保護受給者の生活実態とかけ離れた物価下落を偽装したりしたことなど、数多くの矛盾や問題点を明らかにされました。

また、2 月 22 日の大阪地裁では原告側の訴えが認められ、「引き下げ処分の取り消しを認める」判決が出されたとのことであり、この勢いを京都地裁判決へつなげたいとの決意表明がなされました。

最後に、私たちソーシャルワーカーの果たすべき役割は、①権利としての生活保護制度の確立、②身近な相談相手、③個別の事例から問題点を考え、改善を求めていく、④ソーシャルアクション、にあると締めくくられました。

尾藤氏の講演に続き、原告 A さんに生活状況を語っていただきましたが、その生活困窮の実態は極めて過酷であり、涙なしには受けとめられない内容となりました。プライバシ

一保護のため詳細は避けますが、極限まで切り詰めた生活に生活保護費の減額が更なる打撃を与えている現状の報告でした。

なお、講演と報告、グループワークの全体を通して、現行の生活保護制度が憲法に定められた生存権を保障していない実態、そして権利としての生活保護が確立されていない現状を浮き彫りにし、ソーシャルワーカーとして何ができるかを考えさせられる1日となりました。

参加者のWebアンケートでは29名の方に回答いただき、なかでも尾藤氏と原告A氏に対して27名の方がメッセージを寄せられました。その一部を下記に紹介します。

「尾藤先生のお話の中では朝日訴訟のとてもリアルなお話を聞くことができ、社会福祉の原点ともいえるべき生存権について改めて考えさせていただくことができました。また、Aさんのお話は、ありのままの生活の姿に引き込まれ、事実の重みをひしひしと感じました。まずできることから、目の前のクライアントの支援をより想像力を豊かにして取り組みたいと思います」

「Aさんの話から無言でいること、傍観者であることは国の側に立つに等しいと改めて思いました。ましてやソーシャルワーカーと名乗る以上、このことを知らない、関わりがないなどとは言えないのだと再認識しました。ありがとうございました」

「尾藤先生、Aさま、貴重なお話をありがとうございました。職場でも共有させていただきます。義務教育、皆年金、皆保険、と制度は整っているように見えても、実情は世界水準からかなり低いことに衝撃を受けました」

※9月14日の京都地裁判決では、原告の声は裁判官に届かず、訴えは退けられました。原告側は9月22日に大阪高裁へ控訴されましたので、当会も応援を続けて参ります。なお、京都地裁判決に関する詳細と解説を次号に掲載の予定です。

(泉 洋一)

【7月例会報告】

日 時	: 2021年7月31日(土) 14:00~16:00
会 場	: Zoom
テ ー マ	: 「面接技術について～初歩から学ぶ～」
講 師	: 佐藤 純 さん(京都ノートルダム女子大学)
参加者数	: 11名

京都ノートルダム女子大学の佐藤さんのご講義のあとに、2グループに分かれて演習を行いました。佐藤さんのご講義では、ストレングスアプローチ、対等をめざした支援、相談場面での応答などについてパワーポイントを用いてお話をいただきました。

ストレングスアプローチについては、ストレングスモデル—本人自身に備わっているものもあれば、本人の周りの環境（人間関係、利用している社会資源、趣味や好きなことができる環境かどうか）なども大切なストレングスポイントであると確認しました。また、クライアントはもちろん、支援者の強みも活かしていくことができ、自分で強みを発見したり、周囲の人に自分の強みはどこか質問してみたり。なくても絞り出してそれを活かす、そのためにも自己覚知が必要になることを教えていただきました。

一番印象に残ったのは、「支援」は私たちが想像している以上に、クライアントが支援者に合わせてくれることによって成立している行為であるという事です。支援者が困難と感じる時は、おおむねクライアントの合わせる力が弱まっているとき。ついつい「困難ケース」「こまったひと」となってしまうがちですが、そういう時には、いまいちど状況をよく確認していく必要があると思いました。

最後に実践場面で使える解決志向アプローチ、7つの質問のタイプの中の特にコーピングクエスチョン—「これまでどんな工夫をしてこられましたか、さらにどんな工夫が出来るそうですか」について教えていただきました。

後半の演習では、クライアント—支援者—観察者に分かれ、それぞれロールプレイを行い、感想を言い合いました。私の入ったグループの1例では、訴えの多いクライアント役から、支援者が苦情対応を求められるという設定で演習を行いました。こちらへの批判を含んだ訴えに対応する場面は、支援者はつい心の余裕がなくなって、対立的になってしまったり、回避的になってしまいがちですよね。そこで佐藤さんの講義をふまえて、解決志向アプローチを意識し、これまでしてこられた工夫、さらにどんな工夫が出来るかという質問をすることで、自然とクライアントも冷静になれるという体験をしました。今はすっかり解決できなくても、手を付けられるところからはじめて、定期的な面談に繋げていく…というようにしめくくりとなりました。

多くの場合、実践の中でクライアントとの面談を誰かに見てもらったり、誰かの面談を見するという機会はほとんどないのではないかと思います。誰かに見られる気恥ずかしさ、ぎこちなさはあるものの、面談中の仕草や態度など、自分でも意識していなかったようなことをポジティブにフィードバックをしてもらえることがとても嬉しかったです。また、他の方の面談中の言い回しや、態度にも学ぶところがとても多くて、定期的に面談の点検を行う事はとても大事だと改めて思いました。

クライアントと支援者の関係を再確認し、今回学んだことを実践に活かしつつ、定期点検をしていく必要があると改めて感じさせられた例会でした。土曜日の昼間でしたが、ご参加いただいた方々ありがとうございました。佐藤さん、とてもためになるご講義をありがとうございました。

(研修部)

【8月例会報告】

テ	マ	：京都府のひきこもり支援～多様な問題を抱える方への支援と課題について～
日	時	：2021年8月28日（土）14:00～16:00
会	場	：Zoomによるオンライン配信
講	師	：廣田 和之氏（京都府家庭支援総合センター ひきこもり支援担当）
参加者数：30名		

8月例会では「京都府のひきこもり支援～多様な問題を抱える方への支援と課題について～」をテーマに行いました。現場実践の中で、直接的・間接的にひきこもり状態にあるご本人、そのご家族と関わることもある中で、どのように支援をしていけばよいのか、どのように関係機関と連携をすることができるのか、講義とグループワークを通して、様々なエッセンスに富んだ研修となりました。

講義では、ひきこもり状態にある方の現状、脱ひきこもり支援センターにおける取り組み内容や相談対応の流れ、また相談をお受けするうえで大切にしているポイントなど、事例を通してわかりやすく話をさせていただきました。また、後半のグループワークでは、講義を通して学んだことや感想などを参加者同士で共有する時間となりました。

今回の研修では、丁寧なアセスメントを行い、様々なイメージをもちながら支援をすること等、様々な気づきを得る時間となりましたが、その中でも「きちんと話を受け止めること」の重要性、そして「他機関連携」について、改めて振り返る機会となりました。

ひきこもり相談では、ひきこもり状態にあるご本人が相談へ来所されることは少なく、不安な気持ちを抱えているご家族からの相談が多いことが特徴としてあります。また、ひきこもり状態にある方の支援では、直ぐにご本人に出会うことが困難であることも多くあります。実践のなかでも「話を受け止めること」は、よく言われますが、実際にどこまで出来ているのか、相談者さんにそのように感じていただけているか、業務に追われるなかで疎かになっていないか、自分自身の関わりについて、改めて考えさせられました。

また、グループワークでは、ご本人が病院や就労事業所など相談先へ繋がった際に、相談先の支援者に親身になって話を受け止めてもらえたこと、熱心に話を聞いてくれたことが大きかったことを、ご本人からお聞きしたことがあるとの話題も挙がりました。ご本人が勇気を出して話していただいたことを「受け止める」という関わりは、ご本人がSOSを出せるようになることで、同じ状態になることを防ぐことにもなりうることで、何よりご本人と信頼関係を構築する上で非常に大切なことなどを再認識させられました。

そして、「他機関連携」に関して、単独の支援機関のみでは困難なことも多々あります。また、役割を意識しすぎると「相談場所はこっちです」など、相談者さんが振り回されてしまう状況になりかねません。そのような中、医療、福祉、教育など他職種・他機関の連携が必要であり、関係機関の顔つなぎへ同席するなど繋ぎ方が非常に重要となること、また「繋いだから終わり」ではなく、ご本人、そのご家族を繋いだ後もフォローの重要性について話されておられたことが印象に残っています。

私たちの支援は、ご相談者との信頼関係をなくして成り立ちません。ご相談者にとって信頼するに値する支援者となるために、どのようなことを意識しなければならないのか。また、関係機関へ繋ぐ際などご本人、ご家族にとって安心感をもっていただくために私たちはどのようなことに注意をしなければならないのか。今回、「ひきこもり支援」というテーマで講演をいただきましたが、ひきこもり支援にとどまらず、私たちに関わる中で大切にしていきたいことを改めて気づかされる研修でした。

(研修部)

【事務局より】

【役員会開催報告】

2021 年度第 3 回役員会

日時 2021 年 7 月 14 日（水） 19:00～21:10

場所）Zoom 会議

出席）泉 大石 斉藤 下村 竹林 西村 平山 松本 宮崎 金井 知名

欠席）服田 太田

司会）宮崎 書記）斉藤

※概要報告はホームページ（会員ページの「役員会・委員会」より）をご確認下さい。
（会員ページ ID : kyopsw、Pass : 2020kmhs）

【事務局より（会員の動向）】

入会

1)村石 理絵さん 所属）第二北山病院

2)野本 千春さん 所属）合同会社あんぶれら ケアマネジメント あんぶれら

3)吉澤 明日香さん 所属）学校法人京都精華大学

学生グループ学生支援チーム障害学生支援室

退会

1)村松 杏美さん

2)仁井元 香純さん

9 月 8 日現在 327 名

【事務局よりお願い】

○変更届について

所属や郵送先、配信メールアドレスの変更などございましたら、事務局に変更のご連絡をお願いします。

届出方法 協会ホームページ（会員ページ内）・事務局へメール・FAX にてお願いします。（変更届・退会願は会員ホームページ内からも直接行えます ID 等は役員会開催報告を参照してください。なお、メール・FAX は通信の 1 ページ上段をご確認ください。）

※変更届

[http://horse-orange-](http://horse-orange-183c3b86bf55072e.znnc.jp/pswkaiin/media/1/henkotodoke2019ver.pdf)

[183c3b86bf55072e.znnc.jp/pswkaiin/media/1/henkotodoke2019ver.pdf](http://horse-orange-183c3b86bf55072e.znnc.jp/pswkaiin/media/1/henkotodoke2019ver.pdf)

【会費はお早めに納付お願いします。】

年会費 ￥4000 口座名義 京都精神保健福祉士協会

【1】郵便振替（振込用紙は青字をご使用ください）

口座番号 00960-7-120392

【2】 ゆうちょ銀行

金融機関コード 9900

店番 099

預金種目 当座

店名 ○九九 店 (ゼロキユウキユウ店)

口座番号 0120392

【リレー職場紹介】



京P子ちゃん

今号は
NPO 法人洛南福祉会 JACS 洛南共同作業所
竹内 美江子さんです

Q1.入職したきっかけと、職場について教えてください！

法人洛南福祉会 JACS 洛南共同作業所は宇治市にある（昭和 59 年開設）事業所で、精神疾患のある人を対象に支援をしています。2007 年 3 月から就労継続支援 B 型事業に移行し、現在は下請、陶芸、菓子製造、喫茶店の運営などを行っています。その他に居場所としての機能を重視した地域活動支援センターむすびや、相談支援事業所つなぎの運営もしています。いずれも小規模な事業所なので、連携しながら一体的な運営を行っています。

私は 2002 年の 4 月に入職しました。サービス業をしていた時に、もっと深く人とかかわり、究極のサービスを追求したいという気持ちで、精神科病院に入職しました。その当時の精神科病院は私が想像していた環境とは程遠く、究極のサービスの追求にまでいたらなかったのですが、そのかわり患者さんの人権や生活支援について考えさせられる機会が多く、その時に PSW の仕事を知り、資格をとりにいきました。地域で仕事をしたいと思っていた時に、学校の先生と、実習先の指導者から同時に紹介されたのが今の職場でした。

Q2. 仕事のやりがい・悩み事・嬉しい事などについて教えてください！

管理職として採用されたので、利用者支援と管理職業務両方できたのは良い経験となりました。悩むことも多かったですが、周囲にいる人たちに支えられ、これまでやってこられたと思います。

長く仕事を続ける中で、前向きな気持ちと、人に対する感謝の気持ちをよりもてるようになりました。この仕事を選んでいなかったら、気づけなかったこともたくさんあったと思うので、そのあたりがやりがいにつながっていると思います。

Q3.最後に… 仕事を通じて PSW として考えていることはどんなことですか？

利用者さんの生活の質の向上についていつも考えています。私たちはそのために仕事をしているのですが、このままでいいのかなと自問自答したり、職員間で話し合ったりしています。事業所としてできる事にも限界を感じることもあるのですが、利用者さんの喜びや達成感が増えたり、安心につながる活動を模索しながら地道につづけていきたいと思います。

人が変わることが難しいように社会構造が大きく変わることもまた時間を要すると思っています。精神疾患があっても、施設などの限定した場所ではなく、地域の中で安心して生活できるようになるまで事業を継続できればと思っています。

【ほっと一息コーナー】

最近白味噌にはまっています。きっかけは白味噌と豆乳を使用したソフトクリームに出会った事でした。一口食べるなり「やさしい味、砂糖不使用なのにちゃんと甘みを感じる！」と感動し、その日以来その白味噌ソフトクリームを売るお店のファンになりました。そのお店では白味噌を混ぜたキムチも販売されており、まろやかで深みのある辛さを感じました。我が家では白味噌と言えばお正月に食べるお雑煮に使用する程度でしたが、この出会いをきっかけに白味噌の可能性をもっと知りたいと思うようになりました。

簡単なメニューでいうとパンに塗ってトーストしたり、副菜としてぬた料理を出したり、酢みそ和え、魚以外に鶏や豚の西京焼きもするようになりました。白味噌は他の味噌に比べ塩分が低いので子供も安心して食べる事ができます。

今は主に料理に白味噌を使っていますが、今後は白味噌を使ったパウンドケーキなど、スイーツにもチャレンジしたいです。



【編集後記】

私は毎年大掃除は秋に済ますことにしています。年末は何かと忙しく、そして寒さで動く事が億劫になるからです。そろそろ日頃サボりがちな換気扇の掃除や窓周辺の掃除にとりかかろうと思います。（萬）

換気扇の掃除…いつから放置しているだろうかと冷や汗です。これだけ時代が進んでいるのに、換気扇の掃除は手動でしないといけないの、何でなのでしょう！（北山）